



2022年11月25日

各位

会社名 日本エコシステム株式会社
代表者名 代表取締役社長 松島 穰
(コード番号: 9249 東証スタンダード市場・名証メイン市場)
問合せ先 取締役管理本部担当 稲生 篤彦
電話番号 0586-64-9249

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年12月23日に開催予定の第25期定時株主総会に、発行可能株式総数及び定款の一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 将来の事業拡大に備えた機動的な資本政策のため、発行可能株式総数を変更するにあたり当社定款を変更するものです。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されたことを受け、株主総会資料の電子提供制度導入に伴い、次のとおり当社定款を変更するものです。
 - ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。
 - ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものです。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、経過措置等に関する附則を設けるものです。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示しています。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>800</u> 万株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,000</u> 万株とする。
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	<削除>

現行定款	変更案
<新設>	<p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<新設>	<p>(附則)</p> <p><u>1. 変更後定款第 15 条の規定にかかわらず、2022 年 9 月 1 日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p><u>2. 本附則は、2022 年 9 月 1 日から 6 か月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

(3) 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	2022 年 12 月 23 日（予定）
定款変更の効力発生日	2022 年 12 月 23 日（予定）

以 上